

1 方策の位置づけ

- アイヌ施策推進法の趣旨、北海道アイヌ生活実態調査、本検討会議での意見等を踏まえ、アイヌ政策を総合的に推進するため、策定
- アイヌ施策推進法に基づき定める「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針」(R元.10.29決定)との整合
- 「北海道総合計画」(R6.7策定)の特定分野別計画として位置づけ

2 目的(めざす姿)

アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現(アイヌ施策推進法第1条)



目的に向けた基本的な施策の展開方向

理解の促進

生活の向上

文化の振興

地域、産業及び
観光の振興

多様な文化との
交流促進

現状・課題及び施策の方向については、本検討会議等で整理、検討

3 期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの概ね5年間

※ アイヌ施策推進法施行5年後検討の状況、生活実態調査等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う